

給 2 - 1 1 3

平成26年 月 日

各府省給与担当課長 殿

人事院事務総局給与局給与第二課長

給与法改正に伴う差額の支給等について（通知）

今回の一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）等の改正に伴い、改正後の給与法等に基づき平成26年4月1日（以下「適用日」という。）に遡及して支給される給与と改正前の給与法等に基づき既に支給された給与との差額を支給することとなりますが、当該差額の支給等については、下記の点に留意の上、速やかに支給するようお願いいたします。

記

- 1 今回の給与法及び人事院規則の改正により、俸給の月額（俸給の調整額を含む。）の改定、初任給調整手当の額の改定、通勤手当の額の改定が適用日に遡って適用されることになるが、これらの給与及び俸給の月額を基礎として算定されることとなる給与（地域手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当等）については、その差額の追給が必要となること。

また、適用日前の昇格者等で適用日に改正後の人事院規則に基づく決定をやり直した方が有利な号俸になるものについては給実甲第 号（平成26年改正法附則第3条の規定に基づく号俸の調整について）による号俸の調整ができることとされているほか、適用日から施行日の前日までの期間の昇格者等の号俸については、改正後の人事院規則に基づく決定をやり直した方が有利な号俸となる場合にあっては当該有利な決定を行うこととされ、改正前の人事院規則に基づく決定の方が有利な号俸となる場合にあっては当該

決定された号俸のままとすることとされているので、この点についても遺漏のないよう取り扱うこと。

- 2 適用日以降に係る給与を減額された者については、適用日以降における減額の対象時間数に応じて改正後の給与法等に基づき計算された額と既に減額された額との差額を精算すること。
- 3 適用日以降に離職（死亡を含む。）した職員及び俸給の支給義務者を異にして移動した職員の差額の支給に当たっても遺漏のないよう措置すること。
なお、俸給の支給義務者を異にして移動した職員の発令の日の前日までの分の差額は、移動前の俸給の支給義務者において支給し、その支給義務者に属する給与事務担当者は、支給額の給与種目別内訳を速やかに移動後の俸給の支給義務者に属する給与事務担当者に通知すること。
- 4 差額の支給等における職員別給与簿及び基準給与簿の記入については、給実甲第576号（給与簿等の取扱いについて）第4の第6項第6号及び第7号並びに第5の第3項の規定により処理すること。

以 上